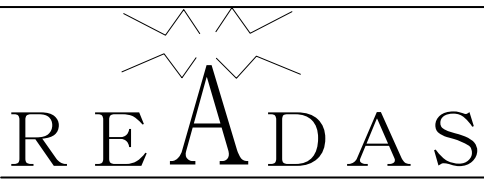


第 6014 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月 7日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 競馬の馬券の払戻金に係る課税について

**Q**：競馬の馬券の払戻金に係る課税の取扱いが明らかになったようですが、どのようなになったのですか？

**A**：次のように通達で定められました。

### 【解説】

競馬の馬券の払戻金に係る課税については、裁判結果をふまえ、パブリックコメントを経て、通達として次のような取扱いにすることとされました。

すなわち、競馬の馬券の払戻金の所得区分については、馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して区分されることとなります。具体的には、次のとおりです。

- ①馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券的の中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。
- ②上記①以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当する。

